

危険化学品ばら積船に対する ESP の適用

改正対象

鋼船規則 A 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

鋼船規則 A 編に規定する検査強化プログラム (Enhanced Survey Programme: ESP) の適用に関する要件は, ESP が適用される船種及び当該船舶の船級符号へ付記する記号について規定する IACS 統一規則 Z11 を取入れたものである。

Z11 における危険化学品ばら積船に関する ESP の要件は, 一体型タンクを有する船舶のみに適用され, 熔融硫黄運搬船のような独立型タンクを有する船舶には適用されていない。IACS は, 要件の適用をさらに明確にするため, 一体型タンクのみ, 又は一体型及び独立型タンクを併せ持つ場合に ESP を適用することを明記し, IACS 統一規則 Z11(Rev.7)として採択した。

今般, IACS 統一規則 Z11(Rev.7)に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

危険化学品ばら積船に対する ESP の要件が, 一体型タンク又は一体型及び独立型タンクを併せ持つ船舶に適用されることが明確になるよう改める。

施行及び適用

2027 年 1 月 1 日から施行

ID:DH25-04

「危険化学品ばら積船に対する ESP の適用」新旧対照表

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">鋼船規則 A 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.2 船級符号への付記</p> <p>1.2.7 検査方法 -1. B 編の関連規定に従い、船級維持検査において特別な検査を実施する B 編 1.3.1(11)の油タンカー、1.2.4-2.の危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するものであって一部に独立型タンクを併せ持つ船舶を含む。)、B 編 1.3.1(13)のばら積貨物船及び同 B 編 1.3.1(19)のセルフアンローダ船については、船級符号に“Enhanced Survey Programme” (略号 ESP) を付記する。</p>	<p style="text-align: center;">鋼船規則 A 編 総則</p> <p style="text-align: center;">1 章 通則</p> <p>1.2 船級符号への付記</p> <p>1.2.7 検査方法 -1. B 編の関連規定に従い、船級維持検査において特別な検査を実施する B 編 1.3.1(11)の油タンカー、1.2.4-2.の危険化学品ばら積船のうち一体型タンクを有するもの、B 編 1.3.1(13)のばら積貨物船及び同 B 編 1.3.1(19)のセルフアンローダ船については、船級符号に“Enhanced Survey Programme” (略号 ESP) を付記する。</p>	<p>IACS UR Z11 (Rev.7) 2.6</p>
<p>附 則</p> <p>1. この改正は、2027 年 1 月 1 日から施行する。</p>		